## 令和7年度 排ガスの測定結果

	項 目\区 分						測定結果		<u> </u>	法規制値等	規制値等の根拠	備 考	
							測定値	判定	<sup>※1</sup> 計画目標值	<b>広</b> 戍前 恒 守		測定箇所	測定年月日
窒	素	酸	化	物	濃	度	51 ppm	合格	100 ppm 以下	250 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和7年5月21日
至	杀		110	190	<i>i</i> 辰	这	57 ppm	合格	тоо ррш жү	250 ррпп — В. Г.		2号煙突	令和7年7月4日
硫	黄	酸	化	物	濃	度	<sup>*2</sup> <5 ppm	合格	50 ppm 以下	<sup>※3</sup> K値 17. 5 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和7年5月21日
ЮIL	央	日久	16	193	版		5 ppm	合格	30 ррш дү	N値 17.5 以下		2号煙突	令和7年7月4日
_	酸	化	炭	素	濃	度	2 ppm	合格	30 ppm 以下	30 ppm 以下	**5新ガイドライン	1号煙突	令和7年5月21日
	HX	10			IIIX.	区	1 ppm	合格	оо ррш — д г	оо ррні — д г		2号煙突	令和7年7月4日
塩	化	水	,	素	濃	度	17 ppm	合格	50 ppm 以下	430 ppm   以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和7年5月21日
	IL			ボ	版		11 ppm	合格	зо ррш д г	430 ppill & [*		2号煙突	令和7年7月4日
ば	い	Ľ	. <i>i</i>	<b>ل</b>	濃	度	$^{*2}$ < 0.004 g/Nm $^3$	合格	0.02 g/Nm³ 以下	0.08 g/Nm³ 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和7年5月21日
ام				70	辰	这	$^{*2}$ < 0.005 g/Nm $^3$	合格				2号煙突	令和7年7月4日
ゟ゙	1 7	ナキ	رد :	ン類	百漕	亩	$0.00019~\rm ng-TEQ/Nm^3$	合格	0.05 ng-TEQ/Nm³ 以下	0.1 ng-TEQ/Nm3 以下 1 <sup>ng-TEQ/Nm3</sup> 以下	<sup>※5</sup> 新ガイドライン <sup>※6</sup> DXN特別措置法	1号煙突	令和7年5月21日
	·1 /	· ~		ン *	只/成	区	0.00011 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	令和7年7月4日
※ <sup>4</sup> 水		銀	濃	度	0.19 $\mu$ g/Nm3	合格		50 μg/Nm3 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和7年5月21日		
<b>//</b>		业区		版	IIIX	汉	0.27 $\mu$ g/Nm3	合格	_	50 μg/NilliS 以下	八刈/7末脚止冱	2号煙突	令和7年7月4日

## 注記 上記濃度はすべてO2濃度12%換算値とします。

- ※1:計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。
- ※2: 硫黄酸化物濃度、ばいじん濃度は、定量下限値未満を示しています。
- ※3: 硫黄酸化物濃度の法規制値等のK値17.5は、約2,000ppmに相当します。
- ※4:水銀濃度は、平成30年4月1日から大気汚染防止法の改正による水銀大気排出規制による測定です。
- ※5: 法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインのことです。
- ※6: 法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法のことです。